

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第一号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 北島通次

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「第三十九条第四項」を「第三十九条第五項」に改め、同条第六項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」に、「同法第二十八条の五第一項」を「同法第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四条第四項、第五条第一項及び第二項、第六条第一項及び第二項、第七条、第八条第四項、第九条第四項、第十条第一項並びに第十二条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十三条の四第一項中「この条」を「この条及び次条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（高齢者部分休業）

第十三条の五 管理者は、六十歳に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が六十歳に達した日後の最初の四月一日以後であつて管理者が別に定める日から、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下この条において「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。

- 2 前条第二項の規定は、高齢者部分休業について準用する。
- 3 前二項に定めるもののほか、高齢者部分休業に関するこの規程に定めがない事項については、職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条第五項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 暫定再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年埼玉県条例第三十一号）附則第十三条の暫定再任用短時間勤務職員をいう。）は、改正後の埼玉県企業職員就業規程（以下この項において「改

正後の規程」という。）第三条第六項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規程の規定を適用する。